



令和7年 2月4日(火)
(2025年) 1部377円(税込み)
No. 16315

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話] 03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (32)
一部分意匠の間接侵害…………… (1)

☆オンライン知的財産セミナー (職務発明規程整備の動向と要点) (11)
☆オンライン知的財産セミナー (仮想ケースで考えるデザイン・ブランドの守り方と活用) (12)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (32) 一部分意匠の間接侵害

東京地判令和6年3月29日〔運搬台車用の手押部材〕

令和3年(ワ)第30281号、令和3年(ワ)第30283号、令和3年(ワ)第30290号

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

1 本件事案全体の概要

本件は、本件特許1及び2に係る特許権者であり、本件意匠1及び2に係る意匠権者である原告が、被告製品は本件特許1の発明の技術的範囲に属するから、その製造等は本件特許権1を侵害するとともに、被告製品の製造等は本件特許権2及

び本件各意匠権を侵害するとみなされる(特許法101条1号、意匠法38条1号イ)と主張して、被告製品の製造等の差止め及び廃棄を求め、被告らに損害賠償金等の支払を求める事案で、本件特許権1を侵害し、本件特許権2及び本件各意匠権を侵害するとみなされるとして、原告の請求が認容されたものである。本稿では、意匠権の間接侵害に

弁理士法人



ITO H 弁理士法人 I T O H

Patent Attorney Corporation

代表社員 所長◎ *弁理士 伊東 忠重
副 所 長 弁理士 中横 利明
所長代理 弁理士 杉山 公一
商標部長 *弁理士 小林恵美子
*弁理士 青木 一郎
弁理士 川畑 洋平
弁理士 茂野 瞳
弁理士 稲 綾子
*弁理士 野崎 圭子
弁理士 藤田 英治
弁理士 秋元 正哉
弁理士 西村 祐亮
中国弁理士 塗 琪順☆
顧問 弁理士 山口 昭則

会 長 *弁理士 伊東 忠彦
副 所 長 弁理士 藤村 直樹
所長代理 弁理士 岩下 隆行
弁理士 坂井 樹弘
弁理士 鈴木 真子
弁理士 太田早紀子
弁理士 田口 雅洋
弁理士 水上 大義
弁理士 高岡 正之
*弁理士 佐々木 誠
*弁理士 押嶋 涼子
弁理士 松田奈緒子
弁理士 上野あずさ
中国弁理士 羅 巍
顧問 弁理士 川崎 芳孝

副 所 長 ○弁理士 吉田 千秋
副 所 長 弁理士 新井 諭
所長代理 *弁理士 石川 滝治
弁理士 松本 晃一
弁理士 島村 恵介
弁理士 北代 真一
弁理士 猪俣 宏史
弁理士 本田 幹晴
弁理士 金子 紀子
弁理士 岡本 暁
弁理士 井坂 剛
弁理士 清水 誠
弁理士 山口 正博
韓国弁理士 柳 光熙

副 所 長 *弁理士 石原 隆治
副 所 長 弁理士 渡辺 直満
特許係争・調査部長 弁理士 新川 圭二
弁理士 中村 礼
弁理士 磯部 公志
弁理士 菊池 陽
*弁理士 小野 亨
弁理士 請田 信博
弁理士 酒井 俊尚
*弁理士 柳町亜友美
弁理士 林 正樹
弁理士 龜山 敏光
米国特許弁理士 マーク・リー
韓国弁理士 金 世永

副 所 長 *弁理士 横山 淳一
所長代理 弁理士 川村 雅弘
意匠部長 弁理士 木村 恭子
弁理士 田村 猛郎
*弁理士 佐藤 清志
弁理士 永坂 均
弁理士 森田 展弘
弁理士 西出 康司
弁理士 佐藤 友規
弁理士 山下真由美
弁理士 佐藤 雄史
*弁理士 横山 照夫
中国弁理士 張 小琦☆
米国/特許エージェント ヘンリー・ロ
☆出向受入

IPUSA PLLC 米国特許弁理士 ハーマン・パリス 米国特許弁理士 有馬 佑輔 米国特許弁理士 加藤奈津子 Beijing IPCHA 中国弁理士 李 海龍 中国弁理士 董 沢宇
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル16階 TEL: 03(5223)6011 E-Mail: itohpat@itohpat.co.jp URL: <https://www.itohpat.co.jp>